

「住宅手当緊急特別措置事業」に関するQ&A

Q. 1 住宅手当はどのような人が支給を受けられるのですか。

A. 1 支給申請時に以下の要件全てに該当する方が対象となります。

- ① 平成19年10月1日以降に離職した方
- ② 離職前に主たる生計維持者であった方(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方
- ④ 住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が以下の金額である方
 - 単身世帯 : 8.4万円に家賃額(ただし住宅手当基準額が上限)を加算した額未満
 - 2人世帯 : 17.2万円以内
 - 3人以上世帯 : 17.2万円に家賃額(ただし住宅手当基準額が上限)を加算した額未満
- ⑥ 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下である方
 - 単身世帯 : 50万円 複数世帯 : 100万円
- ⑦ 国の住居等困窮離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)及び自治体等が実施する類似の貸付又は給付等を、申請者及び申請者と生活を一とする同居の親族が受けていないこと

Q. 2 住宅手当の支給期間及び支給額はいくらですか。

A. 2

① 支給期間

原則6ヶ月です。

一定の条件の下、最大9ヶ月受給が可能となります。

② 支給額

支給額は、賃貸住宅の家賃額となります。

※地域ごとの上限額(生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額)及び収入に応じた調整があります。

例:月53,700円(東京都区市・単身者・収入84,000円以下の場合)

Q. 3 住宅手当を受けるためには、どこに相談すればいいのですか。

住宅手当の相談窓口は、現在の住所(住居のない方は、新しく賃貸住宅を確保しようとする地域)を管轄する地方自治体です。

具体的には、市・特別区、町村(福祉事務所がある町村の場合)、都道府県(福祉事務所がない町村の場合)の住宅手当担当窓口になります。

Q. 4 新たに住宅を確保する場合に、住宅の初期費用が用意できない時はどうすればいいのですか。

A. 4 賃貸住宅の契約を行う際には、敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。
「初期費用」への対応が困難な方につきましては、社会福祉協議会が貸し付ける「生活福祉資金(総合支援資金(住宅入居費))」を活用することができます。

Q. 5 住宅手当を受給するまでの生活費が必要な時は、どうすればいいのですか。

A. 5 住宅手当を受給するまでの間の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会が貸し付ける「臨時特例つなぎ資金」を活用することができます。

Q. 6 住宅手当受給期間中に、行わなければならないことがありますか。

A. 6 住宅手当の支給は、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としており、支給期間中は、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。
具体的には、次の①から③までの活動を行っていただきます。

- ① 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
- ② 毎月2回以上、各地方自治体の支援員等による面接等の支援を受けること
- ③ 原則週1回以上、求人先への応募を行う、又は求人先の面接を受けること